

第3回 横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業 横浜市PFI事業審査委員会議事要旨	
日 時	平成23年7月21日(木) 14時00分～17時00分
開催場所	産業貿易センタービル6F会議室
出席者	委員 6名(委員については、入札公告時に示します) 事業所管局(環境創造局) 小原下水道設備課長、芦澤担当係長 ほか 事務局(政策局共創推進室) 薬師寺室長、矢野担当課長、久保田担当係長 ほか
欠席者	なし
開催形態	非公開
議 題	審議内容 入札説明書等について
議 事	<p>■委員発言要旨</p> <p>(1) 入札説明書と様式集について</p> <p>○サービス購入料のB1、B2について、基本的に提案に基づいて価格は決めるが、その妥当性というのは事務局で確認するのか、提案書どおりにするのか。 →提案書の様式集にユーティリティの計算根拠といった項目があるので、その中であまりにも実情と離れたような数字であれば、ヒアリングで確認する。</p> <p>○物価変動で3%以上変動した場合、交付金も変動するのか。 →3%以上の物価変動があった場合は、交付金も変動する。</p> <p>(2) 要求水準書とモニタリング基本計画について</p> <p>○契約終了後の引き渡し条件というのは、このような表現でよいのか。 →終了1年前からモニタリングを行い劣化状況を確認したり、契約終了後もスムーズな運転ができるようなマニュアル作りや図面の引き継ぎの準備を行う。</p> <p>○要求水準書の中で、汚泥性状の実績等が載っているが、提案者が平均を取るのか安全側の数値を取るのかで条件がだいぶ変わってくる。市としてはどのように考えているのか。 →市としては、範囲を提示して、どの値を採用するのかは提案者に判断していただくことを考えている。</p> <p>○放射性物質濃度について、この条件であれば燃料化しても引き取れるようなスキ</p>

	<p>ームができるという理解なのか。</p> <p>→放射性物質が検出された場合の取り扱いについては、原子力災害対策本部からの通知等に基づくことになる。このような条件の中で大丈夫かどうかは、最終的にどのような形で利用するかにもよるので、こちらは条件を提示して提案していただくということを考えている。</p> <p>(3) 基本協定書（案）と事業契約書（案）について</p> <p>○対等なパートナーシップという形になれば、事業契約書（案）の「甲乙」という表現を避けた方がいいのではないか。</p> <p>→表現について再度検討する。</p> <p>(4) 落札者決定基準について</p> <p>○評価項目の「施設の早期稼働」について、「本施設の引き渡しを平成 27 年 12 月までに行えるか」と書かれているのですが、要求水準書の引き渡し期限から 3 か月短縮の基準は何かあるのか。</p> <p>→試運転を 3 か月取っているので、試運転の期間はある程度工夫をしているとか経験があれば縮められるだろうという想定で 3 か月としている。</p> <p>○温室効果ガスの削減について、どのように考えているのか。</p> <p>→施設自体からの発生量、有効利用先への運搬、有効利用先が横浜市内であれば横浜市内の温室効果ガスの削減に貢献できるので、そのような評価の視点を考えている。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
資 料	<p>・入札説明書、要求水準書、モニタリング基本計画書、基本協定書（案）、事業契約書（案） など</p>